

第1部

総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

(区総務部)

本計画は、災害対策基本法(資料編その2 P.資2-33 I-12「災害対策基本法(抄)」参照)第42条の規定に基づき、江東区防災会議(資料編その1 P.資1-3 I-1「江東区防災会議構成員名簿」、資料編その2 P.資2-3 I-1～I-3「江東区防災会議条例」「江東区防災会議運営規程」「江東区防災会議部会運営規程」参照)が作成する本区の地域に係る地域防災計画であって、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする基本計画である。

第2節 計画の性格及び範囲

(区総務部)

1. 計画の性格

本計画は、本区の地域に係る様々な災害に対して実施される予防対策、応急対策、復旧対策に至る一連の災害対策について、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び指定地方行政機関等が本区の地域に関して処理する事務又は業務(公安・消防・建設・医療・防疫・給水・排水・清掃並びに通信・電気・ガス施設等)について記載し、それぞれの事務又は業務を掌理する各防災機関が連携を密にしてその有する責務を遂行し、もって各種災害に対処する恒久的計画である。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、多様性に配慮した防災対策を推進していく。

2. 計画の範囲

本計画は、災害対策基本法に基づく防災計画、水防法第3条の規定に基づき区が定める水防計画並びに災害救助法に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、災害救助法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第3節 計画の前提

(区総務部・土木部)

1. 震災の被害想定

令和4年5月の東京都防災会議で決定された震災の被害想定(「首都直下地震等による東京の被害想定」)は次表のとおりであり、この数値を本計画の前提とした。今後、社会状況の変化や、最新の科学的知見などに基づき、国や都から新たな被害想定が公表された際は、その内容を十分に検証した後、施策への反映や本計画の修正など、必要となる対応を迅速に行うものとする。

なお、平成25年5月に都防災会議から公表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、南海トラフ巨大地震による本区の最大震度や津波などの被害想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本区では首都直下地震等の対策を基本に推進していくものとする。

(1) 前提条件

第1 想定地震

本計画では、区内の13.7%が震度7、84.4%で震度6強となり、大きな被害が想定される「都心南部直下地震」を想定する。

【想定地震】

項目	内容
想定地震	都心南部直下地震
規模	M [*] 7.3
発生確率	今後30年以内70%(南関東地域におけるM7クラスの確率)

※「M」はマグニチュードであり、以下「M」と表記する。

【地震動(地震のゆれ)(資料編その1 P.資1-9 I-5「気象庁震度階級関連解説表(抜粋)」参照)】

区分		5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下地震 (震度別面積率)	M7.3	0.0%	1.9%	84.4%	13.7%

第2 気象条件等

地震発生の時間帯により東京都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。このため、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

【気象条件・想定される災害】

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速（4m/s・8m/s）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速（4m/s・8m/s）	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速（4m/s・8m/s）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 地震による被害想定結果の概要（江東区）

前提条件を踏まえた想定結果の概要は次のとおりである。

都心南部直下地震（風速 8m/s）					
想定シーン		冬・早朝 5時	冬・昼 12時	冬・夕方 18時	
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		6,826	7,494	9,297
	要因別	揺れ等	6,600	6,600	6,600
		地震火災	226	894	2,697
人的被害	死者数（人）		461	283	401
	要因別	揺れ	438	233	298
		屋内収容物	17	19	17
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	6	28	77
		ブロック塀等	0	2	8
		屋外落下物	0	0	0
	死者数に占める要配慮者数（人）		224	138	195
	負傷者数（人）		6,834	8,328	8,091
	要因別	揺れ	6,374	7,638	7,010
		屋内収容物	431	515	462
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	20	88	304
		ブロック塀等	8	82	292
屋外落下物		1	6	22	
負傷者数に占める重傷者数（人）		1,053	1,143	1,244	
社会的影響	避難者数（最大）（人）		211,833	217,821	234,027
	帰宅困難者数（人）		-	237,250	237,250
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		1,273	1,282	1,304
	自力脱出困難者数（人）		3,952	4,112	3,948
	災害廃棄物（万トン）		326	328	332
ライフライン被害	電力	停電率	35.7%	36.5%	38.6%
	通信	不通回線率	1.9%	3.4%	7.3%
	上水道	断水率	52.4%	52.4%	52.4%
	下水道	被害率	6.6%	6.6%	6.6%
	ガス	供給停止率	100.0%	100.0%	100.0%

- ※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※ 建物被害の揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。
- ※ 死者数に占める要配慮者数については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※ ライフラインの復旧日数は、都全体で次のように想定されている。
（電気：4日、電話：4日、上水道：17日、下水道：21日、ガス：6週間）

(3) 平成24年と令和4年の首都直下地震等による被害想定結果の比較

平成24年と令和4年の東京都及び江東区における被害想定結果の比較は次のとおりである。

【東京都における被害想定結果の比較】

被害想定の公表時期		令和4年5月	平成24年4月	
条件	想定地震	都心南部直下地震	東京湾北部地震	
	時期及び時刻・風速	冬・夕方18時 (風速8m/s)	冬の夕方18時 風速8m/秒	
建物被害	建物被害(棟)	194,431	304,300	
	要因別	揺れ等(棟)	82,199	116,224
		火災(棟)	112,232	188,076
人的被害	死者(人)	6,148	9,641	
	要因別	揺れ等(人)	3,666	5,561
		火災(人)	2,482	4,081
	負傷者(人)	93,435	147,611	
	要因別	揺れ等(人)	83,489	129,902
		火災(人)	9,947	17,709
避難者(人)		約299万	約339万	
帰宅困難者(人)		約453万	約517万	

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

出典：東京都防災会議「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」(令和4年5月)

【江東区における被害想定結果の比較】

被害想定の公表時期		令和4年5月	平成24年4月
条件	想定地震	都心南部直下地震	東京湾北部地震
	時期及び時刻・風速	冬・夕方18時 (風速8m/s)	冬の夕方18時 風速8m/秒
建物被害	建物全壊(棟)	6,600	8,010
	火災(倒壊建物を含む)(棟)	3,100	3,536
人的被害	死者数(人)	401	449
	負傷者数(人)	8,091	10,164
	避難者数(最大)(人)	234,027	233,762
ライフライン被害	停電率	38.6%	43.4%
	不通回線率	7.3%	7.6%
	上水道断水率	52.4%	76.5%
	下水道管きよ被害率	6.6%	27.9%
その他	帰宅困難者(人)	237,250	178,078
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)	1,304	440
	災害廃棄物(万t)	332	275

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

出典1：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月)

出典2：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部
震災編
風水害編

2. 津波の想定

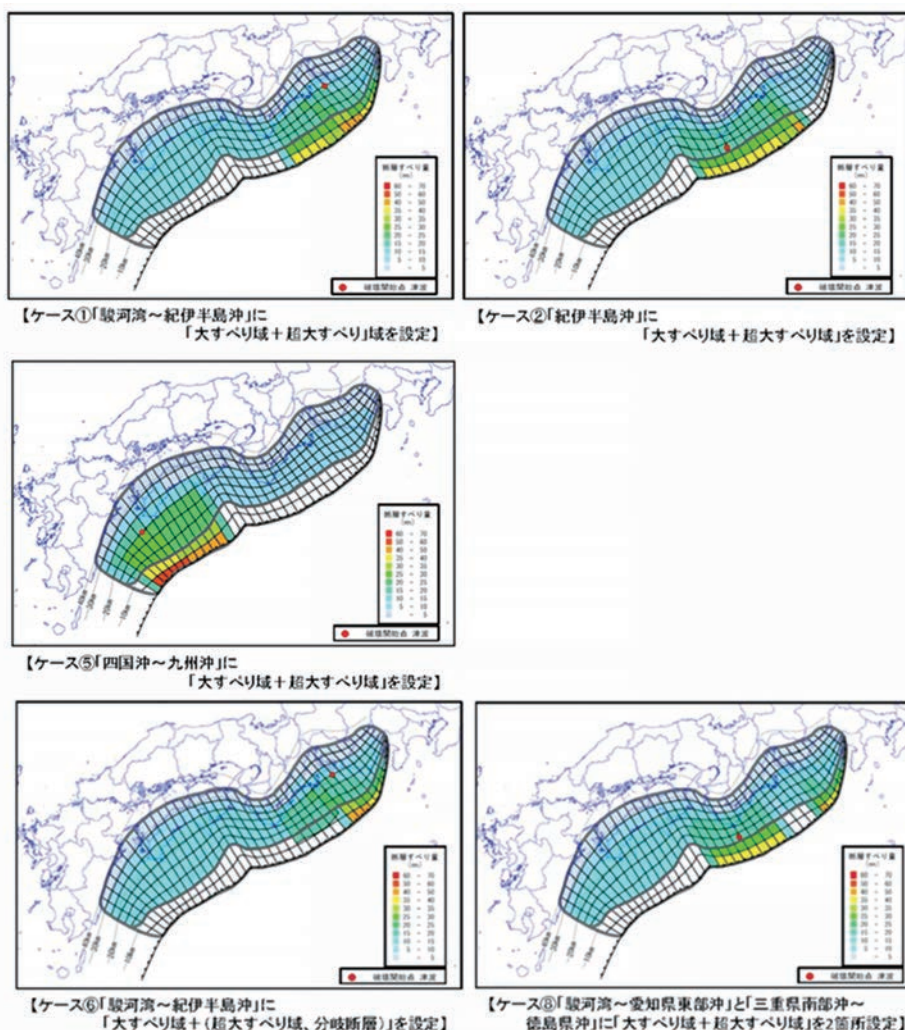
(1) 想定津波

首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）において、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震」の津波浸水が想定されており、それぞれの地震における最大値の津波の高さが算出された。本計画についても、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震（ケース②）※¹」を想定する。潮位については朔望平均満潮位を採用しており、T.P.基準※²ではT.P.+0.966mに換算される。

※1 「南海トラフ巨大地震」について、今回の被害想定では、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会『第二次報告（平成24年（2012）年）』」で検討された11ケースの南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデルのうち、都内において最大津波高が高い5つのケース（ケース①②⑤⑥⑧：全てMwは9.1）を選定し被害想定が実施された。江東区で最も津波高の大きくなるのは【ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】である。

※2 T.P.：東京湾平均海面（海拔）

【南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデル5ケース（ケース①②⑤⑥⑧：各Mw^{※3}9.1）】



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会『第二次報告（平成24年（2012）年）』」

※3 モーメントマグニチュード (M_w) とは、地震を引き起こした断層 (震源断層) の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード (M) と異なる。

【想定津波】

項目	内容	
地震名	大正関東地震	南海トラフ巨大地震
規模	M8 クラス	M9 クラス
発生確率	今後 30 年以内 0~6%	今後 30 年以内 70~80%

(2) 最大津波高

本区の想定津波におけるそれぞれの最大津波高は、「大正関東地震」では、2.22m、「南海トラフ巨大地震」は 2.63mと算出されており、河川敷は浸水するが住宅地等は浸水しない想定である。なお、想定地震を対象とした「都心南部直下地震」で発生する津波高は、河川や海岸の堤防を越える高さとはならない想定である。

東京湾内湾のうち江東区にかかる防潮堤の高さは T.P.+4.47m~+6.87m となっており、想定しているあらゆる津波の高さを上回っている。

【最大津波高 (満潮位・地殻変動考慮)】

想定津波を引き起こす地震	規模	最大津波高
大正関東地震	M8 クラス	2.22m
南海トラフ巨大地震	M9 クラス	2.63m

※ 津波高は全て海拔 (T.P.) 表示

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編
風水害編

第4節 計画の修正

(区総務部)

本計画は災害に対処するための恒久的計画であり、災害対策基本法の基本理念を踏まえて防災に関する政策・方針の決定を行う。各防災機関は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、常に自己の主管する計画、項目及び細目について検討し、必要があると認めるときは修正手続きを執らなければならない。

したがって、その修正が緊急を要し、かつそれが他機関に関係のある事項であるときは、当該関係機関に連絡して了解を得たのち、速やかに計画修正案を江東区防災会議事務局(区総務部危機管理室防災計画課)に提出するものとする。また、その修正が性質上定期的に行う必要があるものについては、江東区防災会議が指定する期日までに、その計画修正案を江東区防災会議事務局に提出しなければならないものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

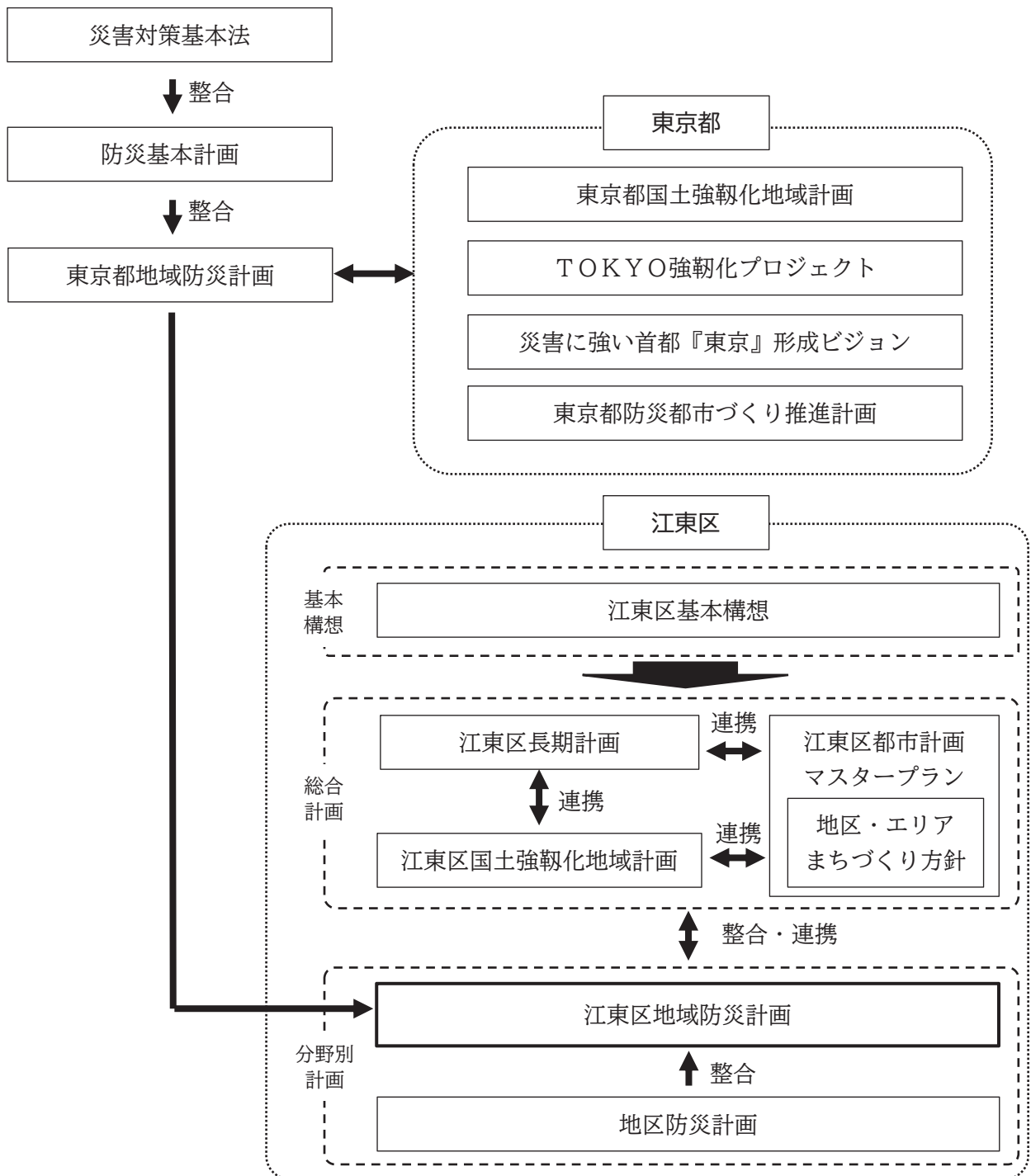
(区総務部)

この計画は、本区の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び本区を包括する都の地域防災計画に抵触するものであってはならない。

したがって、それらの計画に抵触することが明らかであって、かつ避けることができないと認められるときは、江東区防災会議において調整を図るため、関係資料とともに当該事項に関しての意見文書を添えて、江東区防災会議事務局に提出しなければならないものとする。

また、この計画は、災害対策基本法第42条第3項及び同法第42条の2の規定に基づく地区防災計画を必要に応じて反映し、両計画の連携に基づく防災対策を実施することにより、地域防災力の向上を図るものとする。

【江東区地域防災計画【震災編】の位置付け】



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第6節 計画の習熟

(区総務部)

各機関は、この計画の遂行に当たり、その機能を十分発揮するため、平素から自ら又は各関係部署又は関係機関と共同して調査研究を行い、実地あるいは図上訓練その他の方法により計画の習熟に努めなければならない。

第2章 江東区の概要

第1節 地勢の概況

(区総務部・環境清掃部・土木部)

江東区は、都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に、南は東京湾に臨み、港区、品川区及び大田区に接している。

本区の位置する江東デルタ地帯は、古くは一望の海であった。利根川と荒川、入間川の流末に発達した葦の茂ったこの地域は、長い間の沖積作用と江戸時代からの埋立工事によって次第に土地を形成し、さらに明治以降は海岸の埋立工事が継続して行われ、また近年になっての大規模な埋立工事によって現在の地形となったものである。このような長い歴史的経過を踏まえて造成された広大な埋立地を、臨海部副都心開発を中心に、様々な都市的需要に応える貴重な空間として開発整備を進め、現在、本区の臨海部は、情報受発信基地・スポーツレクリエーション施設・アミューズメント施設等が立ち並ぶ未来型都市へと変貌を遂げた。

本区の地質構造上の問題として、地盤沈下の現象が明治時代から明らかになり、防災上の大きな問題となった。地盤の沈下は大正9年頃より次第にその度を増し、昭和12～13年頃には年間10～12cmに達した。戦災により工場地帯が壊滅した昭和19～21年当時においては、この沈下現象は一時停止したが、工場地帯の復興が始まった昭和23年頃から再び漸増し、昭和43年には年間最大22.0cmに及び、累計で最も著しい南砂2丁目では大正7年から昭和55年までに4.59mの沈下を記録している。

都は、地盤沈下の原因と考えられる地下水の汲み上げを規制、水溶性天然ガスの採取を停止させるとともに、工場に工業用水を供給する工業用水道を敷設し、本区においては昭和40年5月から給水を始めた。その結果、沈下現象は鎮静化、地下水の上昇により地盤はむしろ隆起の傾向を示し、平成8年までの同地点の総沈下数値は4.51mとなっている。なお、東京都工業用水道事業は令和5年3月31日をもって廃止されている。

本区の地盤高の状況は、深川地区西部の隅田川に近い地域は満潮面程度、又はこれより僅かに高いが、東部千石二・三丁目付近では干潮面位のところがある。また、城東地区では特に地盤が低く、その大半が干潮面以下という低地である。

水害、特に高潮による水害の防御については、昭和初期より高潮防御計画を策定し実施してきたが、幾多の変遷を経て昭和40年度をもって外郭堤防の完成をみた。なお、城東地区の改良下水道は、昭和42年頃より始められ、既に完成している。さらに、大地震周期説とともに、護岸の震災に対する安全性が課題とされ、防災拠点再開構想と関連し、耐震対策河川事業が実施されている。また、阪神・淡路大震災後の緊急対策として、東砂の荒川堤防の耐震対策が平成8年から行われている。なお、東京都は東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の検討を行い、最大級の地震が発生した場合においても、堤防や水門等の各施設が機能を保持することを目的とした整備計画を、平成24年12月に策定した。

第2節 面積と人口

(区民部)

1. 江東区の位置と面積

江東区は、東京都の東南端に位置し、西に隅田川、東に荒川、南は東京湾に面している。面積は42.99 km²で、大田区、品川区、港区、中央区、墨田区、江戸川区の各区に隣接している。

2. 世帯と人口

令和7年4月1日現在

地区	世帯人口 世帯数	人 口		
		男	女	総数
白河地区	29,516	23,828	26,130	49,958
富岡地区	25,184	20,132	20,070	40,202
豊洲地区	58,931	61,292	63,539	124,831
小松橋地区	21,274	18,600	19,337	37,937
東陽地区	22,359	18,714	19,439	38,153
亀戸地区	38,280	32,402	32,488	64,890
大島地区	36,950	31,133	33,469	64,602
砂町地区	40,346	37,940	38,543	76,483
南砂地区	23,578	22,396	23,700	46,096
計	296,418	266,437	276,715	543,152
外国人住民数(内数)		19,715	20,510	40,225
合計	296,418	266,437	276,715	543,152

第1部

第2部

第3部

第4部

風水害編

第1部

第2部

第3部

第3節 産 業

(区地域振興部)

本区の産業は、江戸時代から水運を利用した米・雑穀をはじめ、肥料・木材・倉庫業などが深川地区において栄えてきたが、とりわけ木場に代表される木材業が最も盛んであった。木材関連企業は、1970年代に防災等の都市計画上の理由から、その多くは埋立地の新木場へ集団移転した。

明治の末期から、近代産業として鉄鋼・金属・化学などの重化学工業が盛んになり、特に城東地区は、かつての農村から工業の町へと変貌した。これらの産業も、1960年代後半以降の全国的な工業再配置の中、大規模な工場は地方都市へ移転し、区内の工業は都市型軽工業へと変化した。印刷関連業、木材、繊維、機械・金属、ガラス等が区の中心的な産業を構成しているが、近年はIT・情報関連業の著しい発展・集積がみられる。

一方、臨海部地域では、1990年代以降、港湾運輸を支える倉庫・トラックターミナルなどの流通関連施設が立地するとともに、国際展示場・テレコムセンター・タイム24等情報発信基地の役割を果たす施設が集積し、東京の産業基地の重要な一翼を担っている。

第3章 江東区の社会経済状況

第1節 江東区の社会経済状況

(区地域振興部、JR東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

1. 江東区の諸機能の状況

本区は、工業都市東京の城東工業地帯にその位置を占め、東京の経済的機能の重要な一翼を担っている。その諸機能の主なものを挙げると次のとおりである。

項目	江東区	資料
事業所数	19,443 事業所	令和3年経済センサス-活動調査結果
従業者数	395,707 人	//
製造品出荷額等	3,229.6 億円	//
卸売業数	1,652 店舗	//
卸売業年間販売額	48,503.4 億円	//
小売業数	2,136 店舗	//
小売業年間販売額	11,924.7 億円	//
保育園児数	14,942 人	データブック 2025 (令和 7.4.1 現在)
幼稚園児数	2,839 人	学校基本調査(令和6年度)・認定こども園運営状況報告書(令和6年度) ※認定こども園含む
児童数(小学校・義務教育学校前期課程)	25,595 人	学校基本調査(令和6年度)
生徒数(中学校・義務教育学校後期課程)	9,729 人	//
生徒数(高校・各種・専修学校)	9,760 人	//
自動車保有車両数	117,444 台	国土交通省関東運輸局(令和4.3) ※軽自動車除く
資本金1億円以上の企業数	468 事業所	経済センサス-活動調査(令3.6)

2. 昼間人口及び就業者数

本区の夜間・昼間人口及び昼間就業者数の状況は次のとおりである。

(1) 江東区の昼夜間人口(令和2年国勢調査) (単位 人)

区分	夜間人口	昼間人口	流入超過人口 (△流出超過人口)	昼間人口指数 (夜間人口=100)
江東区	524,310	633,813	109,503	121
東京都	14,047,594	16,315,279	2,267,685	116

(2) 地域相互間の流入人口(令和2年国勢調査) (単位 人)

区分	流入人口			流出人口			流入超過人口		
	総数	通勤	通学	総数	通勤	通学	総数	通勤	通学
江東区	271,325	262,820	8,505	160,307	147,228	13,019	111,018	115,532	△4,514
都区部(計)	112,276	107,668	4,608	130,651	120,814	9,837	△18,375	△13,146	△5,229
都心2区 (千代田・中央)	5,162	4,997	165	51,944	50,222	1,722	△46,782	△45,225	△1,557
隣接2区 (墨田・江戸川)	36,914	34,914	2,000	14,023	12,561	1,462	22,891	22,353	538
その他の区部	70,200	67,757	2,443	64,684	58,031	6,653	5,516	9,726	△4,210
市町村部	15,471	15,032	439	2,599	1,878	721	12,872	13,154	△282
他府県	131,273	128,555	2,718	14,752	13,031	1,721	116,521	115,524	997

(注) △=流出超過人口

(3) 昼間人口における産業別就業者数(令和2年国勢調査)

(単位 人)

産 業		昼間就業者	流入通勤者	流出通勤者	流入超過通勤者 (△=流出超過)	夜間就業者 (常住就業者)
総 数		351,248	251,255	135,723	115,532	235,716
産 業 大 分 類	第1次産業	340	250	113	137	203
	小分類					
	農 業	267	191	81	110	157
	林 業	15	9	22	△13	28
	漁 業	58	50	10	40	18
	第2次産業	56,174	42,595	20,555	22,040	34,134
	小分類					
	鉱 業	17	7	47	△40	57
	建 設 業	23,060	18,064	6,626	11,438	11,622
	製 造 業	33,097	24,524	13,882	10,642	22,455
	第3次産業	282,755	205,190	113,321	91,869	190,886
	小分類					
	電気・ガス 熱供給・水道業	2,241	2,008	924	1,084	1,157
	情報通信業	57,615	47,333	17,992	29,341	28,274
	運輸業、郵便業	36,929	29,141	7,110	22,031	14,898
	卸売業、小売業	51,334	36,172	20,317	15,855	35,479
	金融業、保険業	14,693	12,214	10,081	2,133	12,560
	不動産業、 物品賃貸業	8,818	5,207	5,046	161	8,657
	学術研究、専門・ 技術サービス業	17,333	11,534	10,537	997	16,336
	宿泊業、飲食 サービス業	12,405	6,080	6,959	△879	13,284
生活関連サービ ス業、娯楽業	7,851	4,790	3,747	1,043	6,808	
教育、学習支援業	9,551	6,285	5,288	997	8,554	
医療、福祉	22,541	13,312	8,941	4,371	18,170	
複合サービス事業	622	457	394	63	559	
サービス業 (他に分類されないもの)	34,182	25,220	11,439	13,781	20,401	
公 務 (他に分類されないもの)	6,640	5,437	4,546	891	5,749	
分類不能の産業	11,979	3,220	1,734	1,486	10,493	

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編
風水害編

3. 交通機関の利用状況

(1) JR東日本(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員		
	総数	定期	定期外
総武線 亀戸	55,043	32,680	22,362
京葉線 越中島	5,440	3,278	2,161
潮見	15,366	9,487	5,879
新木場	70,078	38,103	31,975

(2) 東武鉄道(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員		
	総数	定期	定期外
亀戸線 亀戸水神	2,367	1,210	1,157
亀戸	13,409	8,098	5,311

(3) 東京地下鉄(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員			降車人員		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
東西線						
門前仲町	56,763	30,012	26,751	57,306	30,012	27,294
木場	35,941	21,389	14,552	36,348	21,389	14,959
東陽町	57,259	36,539	20,720	57,449	36,539	20,910
南砂町	29,549	17,588	11,961	30,013	17,588	12,425
有楽町線						
豊洲	104,703	56,203	48,500	106,079	56,203	49,876
辰巳	13,973	8,656	5,317	13,803	8,656	5,147
新木場	48,404	24,702	23,702	47,360	24,702	22,658
半蔵門線						
住吉	27,518	14,087	13,431	27,298	14,087	13,211
清澄白河	30,735	14,052	16,683	30,585	14,052	16,533

(4) 都営地下鉄(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員			降車人員		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
新宿線						
森下	36,587	17,438	19,149	37,507	17,438	20,069
住吉	20,809	11,738	9,071	20,768	11,738	9,030
西大島	13,851	7,836	6,015	13,847	7,836	6,011
大島	16,000	9,507	6,493	15,661	9,506	6,155
東大島	15,210	9,489	5,721	15,214	9,489	5,725
大江戸線						
森下	33,269	16,538	16,731	32,047	16,538	15,509
清澄白河	20,171	10,308	9,863	20,556	10,308	10,248
門前仲町	40,526	22,638	17,843	40,491	22,683	17,808

(5) 東京臨海高速鉄道・りんかい線(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員			降車人員		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
新木場	30,483	14,236	16,246	29,871	14,236	15,635
東雲	7,386	4,600	2,786	7,315	4,600	2,715
国際展示場	35,085	13,704	21,381	35,376	13,704	21,672
東京テレポート	23,181	8,631	14,550	22,464	8,631	13,833

(6) ゆりかもめ(一日平均) (単位 人)

駅名	乗車人員			降車人員		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
東京国際クルーズターミナル	1,610	454	1,156	1,892	457	1,435
テレコムセンター	4,518	2,077	2,441	4,748	2,102	2,646
青海	1,182	184	998	1,272	190	1,082
東京ビッグサイト	9,512	1,206	8,306	9,779	1,284	8,495
有明	4,575	798	3,777	4,528	772	3,756
有明テニスの森	4,441	800	3,641	4,426	797	3,629
市場前	8,389	1,737	6,652	8,145	1,791	6,354
新豊洲	5,272	424	4,848	5,241	410	4,831
豊洲	18,373	3,848	14,525	17,037	3,751	13,286

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

(7) 都営バス

営業所名	系統数	在籍 車両台数	1日平均 乗客数
深川自動車営業所 (江東区コミュニティ バスしおかぜを含む)	10	161 台	65,879 人
江東自動車営業所	9	102	59,753
有明自動車営業所	3	55	18,273

4. 生活物資(食料品等)の取扱事業所数の現況

(1) 飲食料品卸売業 (令和3年経済センサス-活動調査)

総数	農畜産物・ 水産物	食料・ 飲料
507	358	149

(2) 飲食料品小売業 (令和3年経済センサス-活動調査)

総数	各種食料品	野菜・果実	食肉	鮮魚	菓子・パン	その他
698	52	34	26	22	128	436

第4章 江東区の減災目標

第1節 江東区の減災目標

(区、各機関)

1. 取組の方向性

以下の3つの視点と、分野横断的視点に基づき、防災対策の具体化を図る。

【3つの視点】

- ① 「自助」「共助」の促進
全ての区民が災害を「我が事」として捉え適切な行動につなげるため、防災意識の醸成や自主防災組織(災害協力隊)への支援など、家庭や地域における防災の取組を促進する。
- ② 区の応急対応力の強化
ライフライン等の被害により応急対策が遅延する恐れがあり、ハード対策を含めた応急体制の更なる強化を図る。
- ③ 被災者の生活環境改善
居住形態やライフスタイルの変化を踏まえた、被災時の安全で質の高い生活環境と日常生活を早期に確保する。

【分野横断的視点】

- ① 多様性への配慮
女性や子ども、LGBT等の方のほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮を行う。
- ② 防災DXの推進
スマートフォンの普及やデジタル技術の進展を踏まえ、防災対策の実効性を高めるため、防災DXを推進していく。

2. 減災目標

区は、平成18年の中央防災会議で策定した「首都直下地震の地震防災戦略」に基づき減災目標を定め、区民等と協力して対策を推進してきた。

平成24年4月に、都防災会議は東日本大震災を踏まえた「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画(平成24年修正)を同年11月に策定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、平成25年3月に江東区地域防災計画(平成24年度修正)を策定し、それまでの減災目標を改めて新たな目標を定めた。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

都防災会議は、前回の想定から10年ぶりに首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画（令和5年修正）を令和5年5月に改定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、令和5年11月に江東区地域防災計画（令和5年度修正）を改定し、減災目標を更新した。

減災の取組に当たっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を促進し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織（災害協力隊）、消防団などの地域防災力の向上を図る。また、以下の主な対策への取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、この目標は、10年以内に達成する。

都心南部直下地震「冬・夕方（風速8m/s）」のケースで、揺れや火災による死者、避難者、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数をそれぞれ減少させる。

【江東区における減災目標】

「2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」

《目標》

目標1 死者を概ね半減させる

建物の倒壊や地震火災による死者を約200人減
被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする死者数401人を概ね半減の約200人にする。

目標2 避難者を概ね半減させる

住宅の倒壊や火災による避難者を約11万人減
被害想定で、住宅の倒壊や火災による避難者約23.4万人を概ね半減の約12万人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失を約4,600棟減
被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失9,297棟を概ね半減の約4,600棟にする。

《主な対策》

1) 「自助」「共助」の促進

- ① 区民の「自助」による防災力の向上
 - ア. 在宅避難・日常備蓄の推進
 - イ. 初期消火・出火防止対策の推進
 - ウ. 感震ブレーカーの設置促進
 - エ. 家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - オ. 防災に関心のない人に向けた普及啓発の推進
 - カ. 女性・こども・要配慮者等の視点を踏まえた分かりやすい普及啓発の推進
 - キ. ペットの防災対策（ペット用品の常備・しつけ）の啓発の充実
- ② 地域による「共助」の推進
 - ア. 災害協力隊の設立及び活動への支援
 - イ. 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
 - ウ. 災害対応のための新たな担い手などの人材確保
 - エ. 民間団体との協定締結の推進と連携強化
 - オ. ボランティア活動等の充実強化
 - カ. 避難所運営サポーターの募集・育成

2) 区の応急対応力の強化

- ① 災害対策本部の活動
 - ア. 本部運営訓練の充実
 - イ. 災害対策本部室の機能・設備の充実
 - ウ. 情報収集伝達体制の強化
 - エ. 受援応援体制の強化
 - オ. 職員の待機・参集の体制の強化
 - カ. 職員研修の充実
 - キ. （再掲）民間団体との協定締結の推進と連携強化
- ② 安全な都市づくり
 - ア. 木造住宅密集地域を中心とした建物の不燃化、民間建築物の耐震化の促進
 - イ. 危険なブロック塀対策の促進
 - ウ. 橋梁の長寿命化及び道路の無電柱化の促進
 - エ. 防災船着場の活用

3) 被災者の生活環境改善

- ① 避難生活環境の確保
 - ア. 備蓄物資の充実
 - イ. トイレ対策の推進
 - ウ. 停電対策と通信環境の確保
 - エ. 女性・要配慮者等の多様な視点やペット同行避難を踏まえた避難所の環境整備
 - オ. 新型コロナウイルス等避難所における感染症対策
 - カ. 避難所における健康観察体制の強化
 - キ. 実効的な避難所開設運営訓練の実施
 - ク. 避難所となる都立高校や民間施設との連携強化

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ケ. 在宅避難者など避難所以外への避難者に対する支援の推進
- ② マンション防災対策
 - ア. マンションの特性を踏まえた普及啓発
 - イ. エレベーターの早期復旧
 - ウ. マンション管理組合の防災対策の推進
 - エ. (再掲) 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
- ③ 要配慮者・福祉避難所対策
 - ア. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進
 - イ. 福祉避難所の役割の明確化や運営体制の支援、施設拡充など開設の実効性の確保
 - ウ. 手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達の推進
- ④ 外国人の災害対応力の強化
 - ア. 防災(語学)ボランティアの活用や区内国際交流団体との連携
 - イ. アプリや「やさしい日本語」の活用推進
 - ウ. 外国人への防災訓練の促進
- ⑤ 帰宅困難者対策
 - ア. 一時滞在施設の確保
 - イ. 一時滞在施設開設時における連携方策の具体化
 - ウ. 区内主要駅における検討の具体化
- ⑥ 医療救護体制
 - ア. 災害時における医師会・医療機関等との連携・協力体制の強化
- ⑦ 物流・輸送対策
 - ア. 国のプッシュ型支援や都からの支援物資の受入・搬送体制の確立
- ⑧ 生活再建
 - ア. 災害廃棄物の適正処理
 - イ. 被災者生活再建支援システムの活用推進による迅速かつ公平な被害認定及びり災証明書発行体制の構築
 - ウ. 被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理

第5章 複合災害への対応

第1節 はじめに

(区総務部)

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、大津波や市場の大規模火災などの被害に見舞われた。さらに、同年9月には能登豪雨が発生し、地震で緩んだ地盤が豪雨により崩れるなどの影響があった。

また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

(区総務部)

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【複合災害に備え留意すべき事項】

共通事項	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化○ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進○ 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害＋ 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none">○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染症対策＋ 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none">○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保○ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等